

## 新旧対照表

【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5に規定する承認の要件及び同法第67条の4に規定する承認の要件の審査は、平成19年4月1日より、下記により行うこととするので了知ありたい。</p>	<p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5に規定する承認の要件及び同法第67条の4に規定する承認の要件の審査は、平成19年4月1日より、下記により行うこととするので了知ありたい。</p>
<p>記</p>	
<p>1～4 (省略)</p>	<p>記</p>
<p>5 <u>特定の事業部門に係る承認申請の取扱い</u></p> <p><u>承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門が制度を利用するため</u>に承認申請が行われる場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) <u>承認申請者の名称は当該法人の名称とし、本制度を利用しようとする特定の事業部門の名称について、申請者欄の「(対象事業部門の名称)」の欄への記載を求める。なお、当該承認申請により承認を受けた者であって、当該特定の事業部門以外の事業部門が制度を利用しようとする場合には、承認内容の変更として処理するものとする。</u></p> <p>(2) <u>承認申請者が財日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）が付番する日本輸出入者標準コード（以下単に「コード」という。）を取得している法人である場合には、当該法人が取得したコードとは異なるコードを特定の事業部門が取得している必要があるので留意する。</u></p> <p>(3) <u>上記2の規定に基づく審査は、当該法人全体が法第7条の5第1号又は法第67条の4第1号の規定に該当するか否かについて審査することとなるので留意する。</u></p> <p>(4) <u>特定の事業部門に対してのみ適用される法令遵守規則が提出された場合には、上記4に準じて審査を行うとともに、当該法令遵守規則が当該特定の事業部門において他の事業部門から独立して十分に機能し得るものであることを確認するものとする。</u></p>	<p>1～4 (同左)</p>

新旧対照表  
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表</p> <p>1 体制整備等に関する基本的事項</p> <p class="list-item-l1">① (省略)</p> <p class="list-item-l1">② 最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。 (注) 承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行う場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。</p> <p class="list-item-l1">③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。</p> <p class="list-item-l2">① 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 1 条の 2 第 2 号イに規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。<u>(注 1)において同じ。</u>）</p> <p class="list-item-l2">② 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 9 条第 1 号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 9 条第 2 号イに規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。<u>(注 1)において同じ。</u>）</p> <p class="list-item-l2">③ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p class="list-item-l2">④ 特定事業部門による利用の場合であって、特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 9 条第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者 (注 1) 上記①及び②においては、規則第 1 条の 2 第 1 号イ(1)又は第</p>	<p>別紙</p> <p>法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表</p> <p>1 体制整備等に関する基本的事項</p> <p class="list-item-l1">① (同左)</p> <p class="list-item-l1">② 最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。</p> <p class="list-item-l1">③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。</p> <p class="list-item-l2">① 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 1 条の 2 第 2 号イに規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。<u>以下同じ。</u>）</p> <p class="list-item-l2">② 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 9 条第 1 号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 9 条第 2 号イに規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。<u>以下同じ。</u>）</p> <p class="list-item-l1">(注) 規則第 1 条の 2 第 1 号イ(1)又は第 9 条第 1 号イ(1)に規定する部</p>

**新旧対照表**  
**【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】**  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9条第1号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び第1条の2第1号イ(5)又は第9条第1号イ(4)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第1条の2第1号イ(2)から(4)まで又は第9条第1号イ(2)及び(3)に規定する部門。以下「事業部門」という。）については、承認申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p> <p>(注2) 上記①及び②においても、上記（注1）に準拠することとなるので留意する。なお、総括管理部門又は監査部門に相当する部署が特定事業部門に属している場合には、これらの部署が他の部署から独立して総括管理部門又は監査部門が行うべき業務を遂行できる体制にあることが必要である。</p> <p>④ 各部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該各部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。この項において同じ。）について、以下の措置は講じられているか。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑤ 輸出入に係る業務の全部又は一部を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。</p> <p>(注) 税關又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。</p>	<p>門（以下「総括管理部門」という。）及び第1条の2第1号イ(5)又は第9条第1号イ(4)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p> <p>④ 各部門について、以下の措置は講じられているか。</p> <p>①～⑤ (同左)</p> <p>⑤ 輸出入に係る業務の全部又は一部を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に判断され、適正な選定がなされているか。</p> <p>(注) 税關又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。</p>
<p>2 各部門の業務内容等に関する事項</p> <p>(1) 総括管理部門</p> <p>① 総括管理部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。</p> <p>② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>(注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると</p>	<p>2 各部門の業務内容等に関する事項</p> <p>(1) 総括管理部門</p> <p>① 総括管理部門は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。</p> <p>② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>①～⑤ (同左)</p> <p>(注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると</p>

**新旧対照表**  
**【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】**  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいずれかの業務が事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。</p>	<p>認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されていなくても差し支えない。</p>
<p>(2) 事業部門</p> <p>① 「事業部門」には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。</p>	<p>(2) 事業部門</p> <p>① 総括管理部門及び監査部門以外の部門（規則第 1 条の 2 第 1 号イ(2)から(4)まで又は第 9 条第 1 号イ(2)及び(3)に規定する部門。以下「事業部門」という。）には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。</p>
<p>② (省略)</p>	<p>② (同左)</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (同左)</p>
<p>4 貨物管理の履行に関する事項</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤ 管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。          (注) 倉庫業者においては、特定許可者であること。フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましい。</p>	<p>4 貨物管理の履行に関する事項</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>⑤ 管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託する場合には、当該関連業者の貨物管理に関する体制を確認しているか。          (注) 倉庫業者においては、特定許可者であること。フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましい。</p>
<p>5 及び 6 (省略)</p>	<p>5 及び 6 (同左)</p>
<p>7 関連会社等の指導等に関する事項</p> <p>① 承認申請者の特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物又は特定輸出貨物の保管・管理を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。</p>	<p>7 関連会社等の指導等に関する事項</p> <p>① 承認申請者の特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物又は特定輸出貨物の保管・管理を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが当該関連会社等との契約書等において明記されているか。</p>
<p>②及び③ (省略)</p>	<p>②及び③ (同左)</p>
<p>8～13 (省略)</p>	<p>8～13 (同左)</p>

**新旧対照表**  
**【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】**  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前															
別紙様式  法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート				別紙様式  法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート															
<b>1 体制整備等に関する基本的事項</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th><th>審 査 事 項</th><th>自己評価及び実施内容（実施状況）等</th><th>税関審査欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① (省略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>② 最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか (注) 承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行う場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。</td><td><input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 ① 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 1 条の 2 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ② 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 9 条第 1 号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 9 条第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ③ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</td><td><input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	① (省略)				② 最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか (注) 承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行う場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 ① 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 1 条の 2 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ② 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 9 条第 1 号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 9 条第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ③ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		
No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄																
① (省略)																			
② 最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか (注) 承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行う場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																		
③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 ① 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 1 条の 2 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ② 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 9 条第 1 号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 9 条第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ③ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																		
<b>1 体制整備等に関する基本的事項</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th><th>審 査 事 項</th><th>自己評価及び実施内容（実施状況）等</th><th>税関審査欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① (同左)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>② 最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか</td><td><input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 ① 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 1 条の 2 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。） ② 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 9 条第 1 号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 9 条第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。）</td><td><input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	① (同左)				② 最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 ① 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 1 条の 2 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。） ② 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 9 条第 1 号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 9 条第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。）	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		
No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄																
① (同左)																			
② 最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																		
③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 ① 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 1 条の 2 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 1 条の 2 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。） ② 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第 9 条第 1 号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第 9 条第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。）	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																		

**新旧対照表**  
**【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】**  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	<p>② <u>特定事業部門による利用の場合であつて、特定輸出者が定める法令遵守規則においては、規則第9条第1号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</u></p> <p>(注1) 上記①及び②においては、規則第1条の2第1号イ(1)又は第9条第1号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び第1条の2第1号イ(5)又は第9条第1号イ(4)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第1条の2第1号イ(2)から(4)まで又は第9条第1号イ(2)及び(3)に規定する部門。以下「事業部門」という。）については、承認申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p> <p>(注2) 上記①及び②においても、上記（注1）に準拠することとなるので留意する。なお、総括管理部門又は監査部門に相当する部署が特定事業部門に属している場合には、これらの部署が他の部署から独立して総括管理部門又は監査部門が行うべき業務を遂行できる体制にあることが必要である。</p>				(注) 規則第1条の2第1号イ(1)又は第9条第1号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び第1条の2第1号イ(5)又は第9条第1号イ(4)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。		
④	各部門（特定事業部門による利用の場合は、当該各部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。この項において同じ。）について、以下の措置は講じられているか。 ①～⑤（省略）			④	各部門について、以下の措置は講じられているか。 ①～⑤（同左）		
⑤	輸出入に係る業務の全部又は一部を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に <u>確認</u> され、適正な選定がなされているか。 (注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。			⑤	輸出入に係る業務の全部又は一部を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に <u>判断</u> され、適正な選定がなされているか。 (注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。		
2 各部門の業務内容等に関する事項							2 各部門の業務内容等に関する事項

**新旧対照表**  
**【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】**  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前																											
<b>(1) 総括管理部門</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>審査事項</th> <th>自己評価及び実施内容（実施状況）等</th> <th>税関審査欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td> <u>総括管理部門</u>（特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）                      は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。                 </td> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>YES  <input type="checkbox"/>NO                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>                     総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。                      (注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されて<u>おらず</u>、又はこれらの業務のうちいづれかの業務が事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。                      ①～⑦ (省略)                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	①	<u>総括管理部門</u> （特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。） は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		②	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されて <u>おらず</u> 、又はこれらの業務のうちいづれかの業務が事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。 ①～⑦ (省略)			<b>(1) 総括管理部門</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>審査事項</th> <th>自己評価及び実施内容（実施状況）等</th> <th>税関審査欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>総括管理部門は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。</td> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>YES  <input type="checkbox"/>NO                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>                     総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。                      (注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されて<u>いくつも</u>差し支えない。                 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	①	総括管理部門は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		②	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されて <u>いくつも</u> 差し支えない。		
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄																												
①	<u>総括管理部門</u> （特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。） は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																													
②	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されて <u>おらず</u> 、又はこれらの業務のうちいづれかの業務が事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。 ①～⑦ (省略)																														
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄																												
①	総括管理部門は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																													
②	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されて <u>いくつも</u> 差し支えない。																														
<b>(2) 事業部門</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>審査事項</th> <th>自己評価及び実施内容（実施状況）等</th> <th>税関審査欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td> <u>事業部門</u>には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。                 </td> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>YES  <input type="checkbox"/>NO                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	①	<u>事業部門</u> には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		②	(省略)			<b>(2) 事業部門</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>審査事項</th> <th>自己評価及び実施内容（実施状況）等</th> <th>税関審査欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td> <u>総括管理部門及び監査部門以外の部門</u>（規則第1条の2 第1号イ(2)から(4)まで又は第9条第1号イ(2)及び(3)に規定する部門。以下「事業部門」という。）には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。                 </td> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>YES  <input type="checkbox"/>NO                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>(同左)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	①	<u>総括管理部門及び監査部門以外の部門</u> （規則第1条の2 第1号イ(2)から(4)まで又は第9条第1号イ(2)及び(3)に規定する部門。以下「事業部門」という。）には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		②	(同左)		
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄																												
①	<u>事業部門</u> には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																													
②	(省略)																														
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄																												
①	<u>総括管理部門及び監査部門以外の部門</u> （規則第1条の2 第1号イ(2)から(4)まで又は第9条第1号イ(2)及び(3)に規定する部門。以下「事業部門」という。）には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																													
②	(同左)																														
3 (省略)				3 (同左)																											
4 貨物管理の履行に関する事項				4 貨物管理の履行に関する事項																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>審査事項</th> <th>自己評価及び実施内容（実施状況）等</th> <th>税関審査欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～④</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>                     管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。                 </td> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>YES  <input type="checkbox"/>NO                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	①～④	(省略)			⑤	管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>審査事項</th> <th>自己評価及び実施内容（実施状況）等</th> <th>税関審査欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～④</td> <td>(同左)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>                     管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託する場合には、当該関連業者の貨物管理に関する体制を確認しているか。                 </td> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>YES  <input type="checkbox"/>NO                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	①～④	(同左)			⑤	管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託する場合には、当該関連業者の貨物管理に関する体制を確認しているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄																												
①～④	(省略)																														
⑤	管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																													
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄																												
①～④	(同左)																														
⑤	管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託する場合には、当該関連業者の貨物管理に関する体制を確認しているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																													

**新旧対照表**  
**【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】**  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	(注) 倉庫業者においては、特定許可者であること。フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましい。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		①	(注) 倉庫業者においては、特定許可者であること。フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましい。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
5 及び 6 (省略)	7 関連会社等の指導等に関する事項			5 及び 6 (同左)	7 関連会社等の指導等に関する事項		
②及び③ (省略)	8～13 (省略)			②及び③ (同左)	8～13 (同左)		